

ミスミグループ
株式会社駿河生産プラットフォーム
グリーン調達ガイドライン

第 3 版

初版発行日 2006年9月5日

改 定 日 2025年1月31日

目次

1. はじめに	3
2. 目的	3
3. 仕入先様の選定基準	4
(1) 基本理念	4
(2) 選定基準	4
(a) 環境保全活動	4
(b) 特定化学物質管理活動	5
(c) 人権尊重	5
(d) 労働環境	5
(e) 倫理観	5
(f) サプライチェーン全体の責任	6
(3) 選定プロセス	6
(4) その他	6

1. はじめに

株式会社駿河生産プラットフォーム（以下「当社」といいます）は、地球環境保全が重要な課題として認識される現代において、持続可能な社会の実現に貢献するため、環境負荷の低減に積極的に取り組んでいます。

当社は、環境保全を経営の重要課題の一つと位置づけ、環境方針を定め、環境マネジメントシステムを構築・運用しています。この環境方針に基づき、当社は「グリーン調達ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）を策定しました。

本ガイドラインは、当社の製品およびサービスにおける環境負荷を低減するため、環境保全に積極的に取り組む仕入先様から、資材等の調達を推進することを目的としています。

2. 目的

本ガイドラインは、以下を達成することを目的としています。

- ・環境負荷の低減: 当社の製品ライフサイクル全体における環境負荷を低減するため、環境に配慮した資材の調達を推進します。
- ・特定化学物質の管理: 製品に含まれる特定化学物質の管理を徹底し、環境および人体への影響を低減します。
- ・サプライチェーンにおける環境管理の推進: サプライチェーン全体での環境保全活動を促進するため、仕入先様の環境管理体制構築を支援します。
- ・社会への貢献: 環境保全活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

本ガイドラインは、当社が開発、製造、販売するすべての製品と、それを構成する材料、部品、副資材、梱包資材等に適用されます。ただし、お客様より、材料、部品、表面処理を指定された場合を除きます。

3. 仕入先様の選定基準

(1) 基本理念

当社は、持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の基本理念に基づき、仕入先様を選定します。

環境保全：

地球環境の保全に積極的に取り組み、環境負荷の低減に努める企業を優先します。

特定化学物質管理：

製品に含まれる特定化学物質の管理を徹底し、安全・安心な製品を提供できる企業を優先します。

人権尊重：

人権を尊重し、差別やハラスメントのない労働環境を提供する企業を優先します。

労働環境：

従業員の安全と健康に配慮し、適切な労働条件を提供する企業を優先します。

倫理観：

高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底する企業を優先します。

サプライチェーン全体の責任：

サプライチェーン全体で環境保全、人権尊重、労働環境、倫理観の向上に努める企業を優先します。

(2) 選定基準

上記の基本理念に基づき、以下の項目を評価します。

(a) 環境保全活動

- ・ 環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション 21 等) の認証取得状況、または

取得計画

- ・ 環境方針、環境目標、環境保全活動計画の策定・公表状況
- ・ 省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル、水資源保護等の具体的な取り組み状況
- ・ 環境負荷低減に向けた技術開発、製品開発の状況
- ・ 気候変動問題への取り組み状況（温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー利用状況等

(b) 特定化学物質管理活動

- ・ 別紙「特定化学物質」に定める管理物質の含有状況の把握・管理体制
- ・ 含有禁止物質の不含有保証、全製造工程での使用状況、削減計画
- ・ 含有管理物質の含有量把握、当社指定書式による調査協力体制
- ・ 別紙「特定化学物質含有評価基準」に基づく管理値未満への低減協力体制

(c) 人権尊重

- ・ 人権方針の策定・公表状況
- ・ 従業員の人権に関する教育・研修の実施状況
- ・ 児童労働、強制労働、差別、ハラスメント等の防止に向けた取り組み状況
- ・ サプライチェーンにおける人権侵害リスクの把握・対応状況

(d) 労働環境

- ・ 労働時間、賃金、休日等の労働条件の遵守状況
- ・ 労働安全衛生管理体制の構築状況
- ・ 従業員の健康管理、福利厚生制度の整備状況
- ・ ダイバーシティ & インクルージョン（多様性と包容性）の推進状況

(e) 倫理観

- ・ 行動規範、倫理規定の策定・公表状況
- ・ 贈収賄、不正競争、利益相反行為等の防止に向けた取り組み状況
- ・ 法令遵守体制の構築状況
- ・ 内部通報制度の設置状況

(f) サプライチェーン全体の責任

- ・ サプライチェーン全体で環境保全、人権尊重、労働環境、倫理観に関する取り組み状況
- ・ サプライヤーへの啓発活動、支援体制の構築状況
- ・ サプライチェーンにおけるリスク管理体制の構築状況

(3) 選定プロセス

- ・書類審査：提出された資料に基づき、上記の選定基準を評価します。
- ・現地調査：必要に応じて、仕入先様の事業所を訪問し、状況を確認します。
- ・評価委員会：評価結果に基づき、総合的に判断し、選定します。

(4) その他

- ・選定基準は、定期的に見直しを行います。
- ・選定された仕入先様には、定期的な状況報告を求めます。
- ・環境保全、特定化学物質管理、人権尊重、労働環境、倫理観等に関する問題が発覚した場合、取引の見直しを行うことがあります。

本ガイドラインは、法規制の変更等により必要に応じて改訂をいたします。

改訂履歴

[illegible]